

# 広島市国民宿舎湯来ロッジ、広島市湯の山温泉館及び広島市湯来交流体験センターに係る 指定管理者候補者の選定について

広島市国民宿舎湯来ロッジ、広島市湯の山温泉館及び広島市湯来交流体験センターについて、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

## 1 施設の概要

### (1) 施設名及び所在地

- ア 広島市国民宿舎湯来ロッジ 広島市佐伯区湯来町大字多田2563番地の1  
イ 広島市湯の山温泉館 広島市佐伯区湯来町大字和田471番地  
ウ 広島市湯来交流体験センター 広島市佐伯区湯来町大字多田

### (2) 設置目的

#### ア 湯来ロッジ

温泉を利用した保養、レクリエーション等のための場を提供することにより、市民の健康の増進及び福祉の向上を図るとともに、観光の振興に寄与することを目的とする。

#### イ 湯の山温泉館

温泉を利用した保養のための場を提供することにより、市民の健康の増進を図るとともに、観光の振興に寄与することを目的とする。

#### ウ 湯来交流体験センター

恵まれた自然環境の中での市民の交流及び自然体験活動その他の体験活動（以下「交流体験活動」という。）の場を提供することにより、市民の交流体験活動の促進を図るとともに、観光の振興に寄与することを目的とする。

## 2 募集の概要

### (1) 募集期間

令和5年7月14日～令和5年9月29日

### (2) 申請者 1団体（受付順）

東洋観光湯来コンソーシアム（広島市西区井口三丁目19番5号）

## 3 経済観光局指定管理者指定審議会（観光施設審査部会）委員

役職	職名	氏名
会長	経済観光局長	秋田 耕志
副会長	経済観光局次長	高石 実
委員	経済観光局観光政策部長	中田 忠
委員	税理士	上杉 浩之
委員	広島修道大学商学部教授	富川 久美子
委員	広島工業大学工学部准教授	今川 朱美

## 4 審査の概要

### (1) 審査の方式

経済観光局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。

審査は、書類及び面接により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。

(2) 評価基準  
評価項目

評 価 項 目	
<p>【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。</p>	
<p>【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 施設が立地する地域の活性化につなげるための、地域団体・民間事業者及び隣接する広島広域都市圏の市町等との連携策が具体的かつ効果的なものになっているか。 ④ 施設が立地する地域特性、施設の特徴をいかした効果的なPR方法が提案されているか。 ⑤ 施設の維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ⑥ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ⑦ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。</p>	
<p>【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	
<p>【4 管理経費の縮減】</p> <p>1又は2のいずれかの項目で「0点」となった場合は、合計得点も「0点」とする。</p>	
1 湯来ロッジ及び湯の山温泉館	提案額が下限額以上となっていること（提案額が上限額を上回っている場合は、調査により業務が適正に履行されると認められること。）。
2 湯来交流体験センター	提案額が上限額以下となっていること（提案額が下限額を下回っている場合は、調査により業務が適正に履行されると認められること。）。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

## 5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**東洋観光湯来コンソーシアム**を指定管理者候補者として選定した。

申 請 者	東洋観光湯来コンソーシアム	
評 価 項 目 1	適	
評 価 項 目 2	適	
評 価 項 目 3	適	
評 価 項 目 4	適	
湯来ロッジ及び湯の山温泉館	湯来交流体験センター	
◎ 納付下限額 2,500万円	◎ 指定管理料上限額 1億4,856万5千円	
◎ 納付提案額 2,500万円	◎ 指定管理料提案額 1億4,856万5千円	

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

## 6 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日

## 参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定時の評価における加点減点項目として、本市が推進する行政施策に関する項目を設けている。

今回は申請者が1者であったため、加点減点項目による審査は行っていないが、取組状況は次表のとおりである。

### <指定管理者候補者となった東洋観光湯来コンソーシアムの取組状況>

(A) 東洋観光株式会社 (B) 特定非営利活動法人湯来観光地域づくり公社 (C) 湯来町観光協会

加点減点項目		取組状況			
		(A)	(B)	(C)	
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率【法定雇用率（2.3%）】	2.81% (障害者の雇用義務有り)	0.00% (障害者の雇用義務無し)	—	
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	非該当	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21 の取得	無	無	無	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済 (策定義務有り)	未策定 (策定努力義務有り)	—	
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	無	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済 (策定義務有り)	未策定 (策定努力義務有り)	—	
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	無	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当	該当	該当
		本店がなく支店がある場合	—	—	—
		その他事業所等がある場合	—	—	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当		
		5割以上で8割未満の場合	—		
2割以上で5割未満の場合		—			